

建設工事における最低制限価格の改正について（お知らせ）

本市では、最低制限価格算定の際の端数処理について、下記のとおり円単位から千円単位に改めることとしましたので、お知らせします。

記

1 最低制限価格（算定方法）の改正内容について

【現行の設定範囲】

上限：予定価格の 9/10
下限：予定価格の 7/10



【変更後の設定範囲】

上限：予定価格の 9/10（千円未満の端数切り捨て）
下限：予定価格の 7/10（千円未満の端数切り捨て）

【現行の算定方法】

- ① 直接工事費の 95%
 - ② 共通仮設費の 90%
 - ③ 現場管理費の 80%
 - ④ 一般管理費の 55%
- ①から④の合計額を算出額とする



【変更後の算定方法】

①から④の合計額について千円未満の端数を切り捨てたものを算出額とする

※上記の価格は全て税抜きとします。

2 対象案件について

設計金額が 130 万円を超える建設工事及び設計金額が 50 万円を超える工事系委託（除草、剪定、浚渫）を対象とします。

3 実施時期について

平成 27 年 4 月 1 日以降の入札公告及び指名案件から実施します。

4 計算例

別紙のとおり。

※端数処理については、計算例のとおりとなります。

最低制限価格を下回った場合、「失格」となりますので、十分注意してください。